

トウツクの貨幣・信用論(二)

深町, 郁彌

<https://doi.org/10.15017/4362556>

出版情報：経済學研究. 28 (4), pp.31-63, 1962-10-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

トゥツクの貨幣・信用論 (二)

深 町 郁 彌

- 一 はじめに
- 二 理論の構造
 - 1 貨幣の規定——「地金」と「鑄貨」
 - 2 銀行券の規定と流通量規定
 - 3 信用と景気変動（以上『経済学研究』第二十八卷第三号所収）
- 三 制度・政策論の構造と性格（以下本号）
 - 1 兌換性
 - 2 「恐慌」（貨幣恐慌）と中央銀行
 - 3 信用統制論の特質
- 四 むすび

三 制度・政策論の構造と性格

1 兌換性

通貨論争の段階には、イングランド銀行が一八世紀末葉より信用・銀行制度の中枢になっていたことを前提として、同行への発券の漸次的集中、他方における個人・株式銀行の預金銀行への転成ということが明確になる。イングランド銀行券が金屬鑄貨に代替して所得流通で機能するようになるとともに、他の銀行業者の支払準備を構成するようになる。すなわち同銀行券は、国民的領域において一般的流通・支払手段「現金」機能を取得する。そしてそれを基礎として資本流通では商業手形、預金銀行の発展にもなつて比重をたかめてくる預金貨幣（小切手）が主要な信用的流通手段としてあらわれ、通貨構成はきわめて立体的な構造を示すようになる。

このような信用・銀行制度の発展段階を反映するところの銀行券の兌換性の規定は、トウツクにおいては二つの面からとらえられている。

第一に、イングランド銀行券の国民的領域での一般的流通・支払手段「現金」機能の取得を前提として、同銀行券の兌換性が「本位の確定性」の保証たることであり、次に、銀行券が他の「紙券信用の諸形態」と本質的に同一であるということからの当然の帰結として、銀行券の兌換性と、預金にたいする「支払能力 (solvency)」とを併列せしめて、それらをあわせての銀行の債務にたいする「現金支払」能力の維持が、「恐慌」にさいしての国内信用・銀行制度の動揺を阻止するための基底的条件たることである。後者は、通貨主義および一八四四年銀行条例が、イングランド銀行の中央銀行としての機能を発券業務のみとらえ、その規制を言うのにたいして、預金業務にかんしてはその性格を

否定し、他行との自由競争原則を提唱したことを批判し、同行の国内信用・銀行制度における信用の軸点としての独自の地位・機能を、したがって同行の「銀行準備 (Banking Reserve)」の意義を強調する彼の一貫した視角の一つのあらわれにほかならないのである。

それぞれについて検討していくことによって彼が兌換性の制度的意義をいかにとらえているかを明らかにしなければならぬ。

まず兌換性を「本位」の確定性の条件としてとらえる点から始めよう。

トゥックは『物価史』第三卷 (一八四〇年) において、当時の発券銀行制度にかんする諸改革案を論評するにあたって、イングランド銀行の統制にたいする基本的な反対論点はそれが兌換停止の危険をもたらしただ点にあったことに求めらるべきであり、したがって制度改定の規準は兌換性にたいする保証の有無にあることを主張して次のように言う。なおこのばあいイングランド銀行ないしそれに代る発券制度が「その独占的特権の支配する領域内での紙券通貨の唯一の発行源泉であること」を「主要な機能」とするという、発券独占ないし専一的流通の前提がおかれている。

「このように代替される制度がどんなものであろうと、その第一の目的は、起る可能性のあるいかなる事情のもとでも、現在の本位 (standard of value) の維持、あるいは換言すれば、現存の鑄造法規にしたがっての紙券の金への不断かつ完全な兌換性 (constant and perfect convertibility) ⁽¹⁾ の維持のために十全な保証をあたえることであらう」 (History, Vol. III, p. 174) 云。

(1) トゥックが「完全な兌換性」というのは、「たんに転換 (conversion) にたいする法的義務だけでなく、発行者の側での要求に応じて即座に転換する能力と準備、すなわち法律上 (de jure) だけでなく、事実上の (de facto) 兌換性を意味する」

(Inquiry, p. 155, Supplementary Chapter to 2nd Edition) のびまゝ。

では述べられているところの「本位の確定性」ということをトウツクはいかに説明しているであろうか。因みに彼は自らの見解を、当時の恐慌にさいしてその原因を兌換性および金属準備の限界にもとづく通貨の供給不足、すなわち「手形やその他の有価証券の換貨 (negociation)」(History, Vol. III, p. 218) の困難に求めて、不換性をのぞましいものとする論者にたいする批判のかたちで述べている。⁽²⁾

彼は「本位」とは「ある一定量の金を意味する」と述べたあと次のように続けている。

この「本位」の意味を明らかにするためには「貨幣の二機能のあいだの重要な区別、すなわち一つは交換手段として役立つ機能と、他は将来の支払いのための契約の材料 (the subject of contracts for future payment) として役立つ機能とのあいだの区別を示さ」なければならぬ。

「本位の確定性 (fixity)」がもっとも必要かくべからざるものであるのは後の機能においてである。

同じ場所、同じ時点での交換手段あるいは媒介物としては、価値の不変性はのぞましいものではあるけれどもそれほど重要ではない。この機能での貨幣の直接の目的は、なんらかの二商品あるいは商品群のあいだの現実の物々交換 (actual barter) よりももっと便利な比較の点、あるいはむしろ物さしとして役立つことである。正義と政策のあらゆる点からみて、量と質において契約された特定の物品が、期限の満了のときに支払われなければならないのは、この後の機能、すなわち将来の支払いのための契約あるいは債務の材料 (the subject of engagements or obligations) としての機能である。

したがって販売のときに、金で約定された価値の六ヶ月の信用で、四六ポンド一四シリング六ペンスのある種類の財

貨のある量を売る人は、期限満了のときに、その金額に鑄造された一定量の金、すなわち現存の本位である金属の一定品位の重量一ポンドを受けとる資格がある、いや当然あるはずである。もし彼が金の代りに銀行券を受けとるとすれば、それは便利のために銀行券を好むからである」(History, Vol. IV, pp. 145—146)と。

以上の叙述で明らかかなことはまず「本位」の内容規定であり、次いでその確定性の必要が貨幣機能の区別を前提して貨幣の支払手段機能との関連で説かれていることである。「本位」の確定とは金の一定重量に名称をあたえて固定することにほかならず、したがってそれにもつづいて契約された債務の内容をなすのは金重量であるということが導出されるのである。「このばあい」(金) 価値、あるいは金が交換にさいして支配するであろう商品量ないし商品群はまったく問題ではない。」(Op. cit., p. 148. 傍点—原文イタリック) すなわち金価値＝購買力は債務内容を構成しないことが強調される。因みに彼が引用文中で「交換手段」機能——叙述の意味内容からみれば価値尺度機能——にかんしては同地、同時点という前提があるから「価値の不変性」はそれほど重要でないと言うときには、価値は右のような意味において概念されていると言えよう。だから「交換手段」と「契約あるいは債務の材料」＝支払手段という機能上の区別は、貨幣＝金の「価値」と「本位」の区別を導出するという役割を果しているのである。

かくてトゥックは以上のような貨幣の「価値」と「本位」の区別に立脚して、「本位の確定性」が貨幣金属の一定重量に名称をあたえ、それを固定することである点をとまかくも明らかにする。この点にかんしては兌換性の維持を高調する通貨主義者——オウバーストーンやビールなど——よりは理論的にはより明確な規定に到達しているということができよう。

(2) この時期の通貨制度改革論としてトゥックがあげているのは「紙券通貨学派 (paper money school)」に止まらず、銀本

位論、金銀複本位論、などであるが、彼の述べるところによれば、いずれも金兌換、金準備の限界性が「通貨供給不足」を生ぜしめる原因であるということに発する。銀本位、金銀複本位への移行が「通貨供給不足」をどうして緩和することになると主張されるのか、このことにかんしてはトウツクは次のような説明と批判をあたえている。まず第一に、そのような論者の主張は、当時の鑄造規定によって銀の鑄造価格が一オンス五シリング二ペンスであり、現実の市場価格が五シリングであることからすれば過高評価されているわけであり、銀本位への移行ないしは複本位への移行——このばあい右の鑄造価格、したがって銀の過高評価が前提されているかぎり、銀が事実上の本位となるから——は、通貨の「すくなくともこの範囲の直接的かつ明白な減価」にその解決を求めるものにすぎない。第二に、銀がイギリス銀行の金属準備として保持されるようになることによって、金属準備が豊富となること、また金貨が、銀の準備への充当額だけ、準備から開放され、追加流通するという効果もたらされることを主張するものであり、さらに第三に、銀が準備とされることは、金属準備の変動を少なくし、したがってより多量の紙券の発行を可能にするということがつけ加えられている。このばあいトウツクの示すところではその論拠とされるのは、銀の容積、重量が同一価値の金に比して著しく大であるため、とくに対外的には現送点が金のはあいより平価から大きくはなれるため流出が生じない、ということである。以上の第二、第三の論点にたいするトウツクの批判は、その効果にかんしては直接にはふれられず、複本位にかんしては金銀比価の変動にしたがって行なわれる「借り手の選択」——支払いにさいしての金銀のあいだにおける——が債務内容の確定をさまたげ、それだけ「公衆の不便を増大させる」こと、また対外的には比価の変動が平価の変動をもたらし、「単一の本位のもとにおけるよりも、為替により広い幅の変動を必然的に生ぜしめること」などがあげられている。銀本位の採用も、前述のごとく、平価の変動からではないにしても、現送点の幅の拡大、為替相場の変動をもたらすという理由から批判されることになるう(Cf. History, Vol. III, pp. 210—11, 216—7)。

以上の諸論にたいするトウツクの批判で注意をひくのは、彼が複本位論にたいして「本位」の単一性の必要を強調していることであり、したがってさきに本文中で述べたことと合わせれば、「本位」の単一性と確定性が貨幣制度の基本的要請であることを展開していると言ってもよいであろう。だがその必要性は、単一性についても、貨幣の支払手段機能との関連によってだけ展開されているに止まる。

以上のような「本位の確定性」ということにまで下降しての中央銀行券の兌換性規定が、通貨＝銀行券の必要量への一致、収縮機構として銀行券の貸付発行―還流の法則が強調される結果、現実の収縮機能を果す面では低評価されているにもかかわらず、展開されている点には十分留意されなければならないであろう。

ところでトゥックが、通貨主義の制度、政策論、一八四四年の銀行条例の批判にさいして述べるころの兌換性についての見解は、さきのような「本位の確定性」という視角からのものではなしに、銀行券が発行者の私的信用を化体した信用貨幣であり、その兌換性は私的な債務の支払いであるという点から、そしてそのかぎりでは銀行券以外の銀行の債務である預金の支払いと同じ意義をもつものとしてとらえるという視角からのものであったといえよう。この点の強調は、イングランド銀行券の兌換性維持という目的を掲げての発券部と銀行部の分割が、「恐慌」＝貨幣恐慌を激化せしめた、というトゥックの主張との関連でなされるのである。すなわち銀行の「現金支払」能力の維持を貨幣恐慌を激化せしめなため一つの条件として述べるのである。

トゥックは『物価史』第五巻で兌換性の通貨主義的理解を批判して次のように言う。

「私は、その真の意味がイングランド銀行によるすべての債務の現金での支払い、ということであったばあいに、一八四四年以前に非常によく用いられたイングランド銀行券の兌換性という表現は、銀行券流通にたいしてだけ排他的かつ過度の重要性の概念をあたえたことに、かなりの、おそらく少なからざる役割を果していると考えざるをえない。私は銀行券の兌換性という表現を現金での全般的支払（general payment in cash）と同じ意味でいつも使用していると断言しておくことができる。」（History, Vol. V, p. 523. 傍点―原文イタリック）と。

このようにしてトゥックは、通貨主義は銀行券の兌換性のみ着目して、その語の事実上の意味が預金支払いをも含

めての銀行の現金支払いという点にあることを理解していないと批判し、銀行券の兌換性も預金にたいする支払いもいづれも同じく重要なものたることを指摘しているのである。

通貨主義においては、オウバアストーンの叙述に端的にみられるように、銀行券の通貨としての独自の規定がなされ、それに立脚して、銀行業務のうちでは発券業務にかんしてだけ、銀行の「真実資本 (real capital)」をこえる追加的資本の創出、すなわち通貨の追加創造力が認められていたのにたいして、預金業務にはそのような能力がまったく否定され、その機能は既存通貨の媒介による社会的な資本——現実資本——の分配変更を行なうにすぎないと規定されていた(拙稿「オウバアストーンの通貨論」『経済学研究』第二十七卷 第四号 四五ページ以下参照)。これとは異なつてトウツクにおいては、銀行券も預金——小切手に即して把握されていたが——いづれも紙券信用として流通手段としての機能を有しない点では同じであり、銀行業務という面で考察すれば、いづれも銀行信用＝貸出の方法であり、したがつて二つのあいだの違いは流通界の目的と選択に應ずる形態上の差でしかない。むしろ彼が過剰信用 (overbanking)、それにもとづいて過剰取引ということを言ふばあいには、銀行券の現実の機能——資本流通にかんしての——が支払手段として、したがつて形成された「一般物価」に應じて流通するとされたのにたいして、預金——小切手は流通手段として直接に過剰な購買力を構成すると規定され、したがつて通貨主義とは逆に、いわゆる銀行の過剰信用ということは、発券業務よりはむしろ預金業務との関連で高調されていたのである(本稿、二「理論の構造」3「信用と景気変動」『経済学研究』第二十八卷 第三号 五三ページ以下参照)。

通貨主義、たとえばオウバアストーンにおいて銀行券の兌換性のみが強く意識され、統制の目的として掲げられたのにたいしてトウツクが強く批判の目を向け、預金支払能力の維持を言うについては、右のような対蹠的な基礎論理の違

いがあることと、さらに銀行条例による二部門への分割と、そのもとでの発券統制、銀行部の自由競争原則に立脚するといわれた貸出政策の結果として、銀行部の「銀行準備 (Banking Reserve)」が涸渇し、支払能力にたいする疑惑が生じるにいたった、という認識にもとづくものであった。だから彼が一八四七年一〇月の恐慌にさいして大蔵大臣の書簡が条例の一時停止をもたらしたことを非難する人びとにたいして、「二部門の単なる分割が正貨支払いの維持〔を犠牲にする〕ほどの大なる犠牲を払って守られなければならないのだ。」(History, Vol. V, p. 605) と言うとき、その「正貨支払いの維持」というのは直接には銀行券の兌換性ではなく、前述の「銀行準備」の涸渇を指しているのである。⁽³⁾

(3) このようにイングランド銀行の「銀行準備」の涸渇、したがって預金支払いの維持の困難ということについて言うばあ
いにも、トゥックが「正貨支払い」という言葉を用いるについては、さらに次のような「銀行準備」の理解がその基礎とな
っていることを述べておく必要がある。

周知のように銀行条例のもとでは、発券部の金属準備に対応して発券流通量が考えられるので、その発券流通量は現
実に流通する銀行券と、銀行部が預金にたいして支払準備として保有する銀行券との合計額として規定されることになる。
これにたいして二部門分割を原理的に否定するトゥックは、銀行部の保有する同銀行券はいまだ現実に発行されていないも
のと規定し、それと同額だけの金が預金の支払準備として制度上強制的に分割保有されているにすぎないものと考ええる。す
なわち「銀行準備」として保有されているイングランド銀行券は、「その基本原理では (in its rationale) 金である。」(Op.
cit., p. 553; cf., p. 554) と。なお付言しておけばトゥックは銀行条例にもとづくところの、イングランド銀行の金属準備
の変動と銀行利子率の急激な変動の関連とその国内金融市場への作用を叙述するにあたっては、右の視角によって、「銀
行準備」と同額だけの金が銀行部によって保有されているとし、銀行保有総金属準備から分割して別個に示している (cf.
op. cit., p. 565, 570)。

以上のような銀行の預金支払能力についてのトウツクの見解は、政策的には、さらに兌換停止よりも預金支払いの停止の方が信用・銀行制度の動揺、流通にたいする混乱作用はより大きいという点にまで及んでいる。

「もしR・ピール卿やC・ノーマン卿が、公衆へ支払われねばならない国債利子をも含めてイングランド銀行によるその預金の支払停止が、同銀行券の鑄貨による要求払いの停止よりも、不便および国民的不信用と不面目をとまうことがより少ないかどうか、ということ一度でも思い浮かべられたことがあるであろうか。私は預金の支払停止の方がより多くの不便と国民的不信用をとまうと確信してゐる。」(History, Vol. IV, p. 364; cf. Evidence on Commercial Distress, Q. 3028, cit. in K. Marx's "Das Kapital," Bd. III, S. 604. 向坂訳註 三八一ページ参照)

そして右のような主張の展開は、イングランド銀行券の兌換停止が、その一七九七年以降の実例にてらしてみても、決してその信用を喪失せしめるものではなかったという裏付をもっている。

「そしてその〔兌換停止の〕結果は、そのときそうであったと同様にいまでも、商店主が五ポンドのイングランド銀行券を、その金額の物品と引換えに受けとったり、あるいはそれを小銭にくずしてやったりするのを拒絶する事例はただの一つもない、ということであろう。その事例は諸地域で、近隣の信頼を享受しているところの諸銀行にかんしてもしたがわれるであろう。その流通は慣習的な連鎖でもって非常にうまくいくであろう。」(History, Vol. IV, p. 367)

さらに、このようなイングランド銀行の預金支払停止の信用制度にあたえる作用は、遂にはイングランド銀行の全般的な信用喪失の可能性をもつものとして強調されさえもする。

「もしイングランド銀行の銀行部が国債利子の支払い、および要求払いの同行のそのほかの債務の支払いを停止したとするならば、同銀行券の兌換性、および現金支払いの維持は最大可能な危険にさらされることになるであろう。」

(History, Vol. V, p. 545)

通貨主義の発券業務のみへの注意集中、銀行券の兌換性維持のみへの言及にたいする反論が、このような極度なまでの預金支払能力維持の強調をもたらしたことはいうまでもあるまい。だがこのような展開のうちには理論上だけではなしに、トゥックの制度・政策論上の焦点がいずれに向けられているかを示す重要な論点が含まれている。

トゥックの右のような預金業務——イングリランド銀行の銀行部——にかんしての「銀行準備」、預金支払能力の指摘は、通貨主義のもつ論理構造、すなわち銀行券の通貨としての鑄貨とならぶ他の「信用の諸形態」から区別される独自の理解にはじまり、発券業務にだけ物価、景気にたいする能動性を認め、逆に預金業務にはそれをまったく否定するという論理構造から当然結果されるところの、預金業務への無関心、したがってイングリランド銀行銀行部への自由競争原則の推奨、それにもとづいて制度上における中央銀行を発券集中、独占という点でだけとらえ、信用・銀行制度の軸点としてもつ独自の地位、機能をとらええなかった、ということにたいする一つの批判としてきわめて有効なものである。この点はさらに次の節で述べる貨幣恐慌に対処してイングリランド銀行が「融通 (accommodation)」をあたえることとの政策的必要性和その論理的正当性によってさらに展開されていくのである。しかしながらこのような叙述のうちに通貨主義の理論的欠陥の指摘に止まらず、通貨主義とは対蹠的な政策・制度論上の力点の相違がすでに看取されよう。オッバーストーンの検討で示しておいたように、通貨主義のイングリランド銀行券の他の「信用の諸形態」からの通貨としての独自性の主張は、信用・銀行制度の発達により、同銀行券の一般的流通・支払手段「現金」としての機能を取得したことを現実的基盤とし、同銀行券の兌換性維持の高調は、右のような発展にもなつて国民的領域においては金貨幣の必要性は減少していくのであるから、この面からの兌換の現実の必要性にかんしてではなく、対外的な同銀行券の信用維持のための要件としての面にかんしてなされたのであった。そして同銀行券にたいする信用の維持はこの

ような段階ではいふまでもなくイギリス貨幣・信用制度にたいする信用維持といふことにほかならない。オックスフォードは金属準備の減少があつても「銀行券は国内での諸目的にとつては不信用とはならなかつたが、対外的な諸目的にとつてはまったく著しく不信用となつた。」と述べ、国内での通貨としての、たとえば貨金支払いというような用途と、地金入手の手段としてのその用途、すなわち世界貨幣への転換可能性とを対置させて、兌換性維持の必要が直接には専ら対外的な後の機能にかかわることを説いたのであつた (Cf., Evidence, given by Lord Overstone, before the Select Committee of the House of Commons of 1857, on Bank Acts, with Addition, Q. 3796, p. 81. 拙稿「オックスフォードの通貨統制論」向坂教授還暦記念論文集『経済学研究』第二十六卷 第五・六合併号 二二五—二二六ページ参照)。そして前述のように同銀行券を「現金」としてその上に「信用の上部構造」が形成されているような状況のもとでは、この銀行券の兌換性への信頼が信用・銀行制度の安定性の要件たることを意識してのことだと言ふことができよう。

このように兌換性を国内通貨としての銀行券の、世界貨幣としての地金への転換可能性の面で把握し、その維持の直接的効果を対外的な信用維持という点から強調する傾向にたいして、トウツクの示す傾向は、さきに掲げたところの、兌換停止の効果をイングリランド銀行券の国内流通での信用流通性にはなんらの瑕瑾は生じないことを論じているばあい、そしてまたそれとは対照的にイングリランド銀行が国民的信用・銀行制度で占める独自のな地位を強く意識して同様の現金支払停止——二部門分割のもとでは「銀行準備」の涸渇、預金支払停止——が国内貨幣恐慌を全般的な信用崩壊にまで発展させる可能性をもつと主張しているさいにみられるように、直接の焦点は、通貨主義とは対蹠的に、それらの国内信用・銀行制度と流通にたいする作用に向けられていふやうに、直接の焦点は、通貨主義とは対蹠的に、それについては、彼が通貨主義の金の対外流出論のメカニズムを否定し、対外流出が金属準備の涸渇、正貨支払停止をよぎな

くするような点まで進行することはない、としたこととも関連するものであろう（この点については後述）。だが彼の直接の関心が国内の貨幣恐慌、そして信用・銀行制度に向けられていることについては、通貨主義が貨幣恐慌にたいする中央銀行の貸出Ⅱ追加発券を理論的にも政策的にも否定する傾向を示すのにたいして、そのような「融通」の正当性を論証し、その必要性を強調することにおいてより明らかにみることができよう。

2 「恐慌」（貨幣恐慌）と中央銀行

トゥックはさきに掲げたイングランド銀行券の兌換停止は決してその流通性に瑕瑾を生ぜしめることではない、と述べた個所に続いて次のように言う。

「しかしながら、融通の収縮ということは必然的にあるものである。もし取引が最近そうであったように不健全な状態にあったとすれば、この融通の収縮は商業上の破産を促進し、おそらくその範囲を拡大することになる。もしそうでないとすると、たとえば一八三九年のばあいのような事情のもとでは、この種の不便が感じられることはほとんどないであろう。しかし融通の収縮、換言すれば、貸付可能資本の不足（the scarcity of lendable capital）は、それをすぐに外国から、唯一の利用可能な形態たる金の形態で——一八二五—六年、一八三六—七年、および一八三九年におけるばあいのように——もたらすことになるであろう。」（History, Vol. IV, p. 367）云。

この叙述は単なる兌換停止よりは、信用制度にあたる作用という点では、銀行条例のもとでのイングランド銀行の融通の制限の方がより重大であることを指摘したものである。すなわち銀行部の行動は二部門分割のもとではまず「不健全な状態」、すなわち「熱狂」局面を形成せしめるように銀行信用Ⅱ融通の拡大としてあらわれ、その結果として続

く局面では「銀行準備」の涸渇に対応して必然的に融通を制限せざるをえないことが「恐慌」を生ぜしめあるいは著しく激化せしめることになるということがより重大な問題であることを指摘したのである。だがそれとともにこのような不当な融通の拡大、収縮とは別に、景気変動の過程ではそれにともなつて必然的に金融市場の逼迫、「貸付可能資本の不足」、融通の収縮が生じざるをえないこと、そしてそれが金流入への転回を可能ならしめることが述べられている。

この節で取りあげるのはまずトウツクにおいては貨幣恐慌がいかに規定されるか、そして貨幣恐慌に対処し、それを緩和する措置としての中央銀行のこの局面での融通の正当性がいかに説かれているか、ということである。このばあい前述の「貸付可能資本の不足」、融通の収縮が金流入への転回を生ぜしめる必然的過程として説かれることといかなる関係にたつかを念頭におくことが必要であろう。銀行条例にたいする具体的批判は次の節に譲ることとする。

(4) 銀行条例の批判が、とくにイングランド銀行の融通の急激な拡大と収縮を生ぜしめるようなものに向けられていることは次のような叙述にも明瞭であろう。

「私は紙券の兌換性および銀行の支払能力——これらはその維持に万全の注意を払う立法の範囲に属しており、また当然属すべきものである——を別とすれば、一つの銀行制度と他の銀行制度との主要な差異は、両銀行制度を比較してそのいずれか一方に附随しがちな利子率ならびに商業信用の状態の突然の変化を招きやすい度合いの大小にあると考へたい。」

(Inquiry, p. 105. 玉野井訳一六九ページ)

トウツクの景気変動の叙述において、正常かつ周期的な循環局面を構成するとされたのは「不況」、「好況」の二局面だけであり、「熱況」と「恐慌」はそれから区別されていた。「熱狂」は銀行の過剰信用との関連で生じる過剰取引として規定され、「恐慌」は「金融的混乱 (monetary derangement)」を意味するものとされていたのである。だから彼の「恐慌」はまさしく貨幣恐慌の、パニック現象を指すものにはかならない。ところでまず順序としてその「熱狂」の

規定をくりかえせばこうである。

それは、銀行業の面からは「不十分な、あるいは換貨不可能な有価証券 (insufficient or inconvertible securities)」、またはその双方にもとづく資本の過剰前貸(over advance of capital) (Inquiry, p. 157, Supplementary Chapter to 2nd Edition; cf. History, Vol. III, p. 262) を規定要因とすると言われる。この「資本の過剰前貸」＝過剰信用の規定は、彼にあつては正常の銀行業務が真性手形の割引ないし充分な担保にもとづく貸付に限定して規定されていたのに対応するものである。後のばあいには貸出——銀行債務——の増加はそれに対応する資産——「資本」——の増加をとまなうものであるが、前のばあいにはそうではない、と考えられているのである。ところでこのような銀行の過剰信用は、流通の面からいっても借り手にとっての追加資本の入手にはかならず、それはまた直接に信用的流通手段の「過剰流通」と同視されている。若干付言すればその意味するところは銀行券ではなく、資本流通におけるそれ以外の信用的流通手段の過剰流通を指している。そしてそれは、彼の所得数量説にもとづいて説かれたところの、最終的に社会の需要を形成し「一般物価」を規定するとされた所得流通での消費需要をこえて、一時的にはあるが、資本流通で仮想的需要として作用し過剰取引をもたらすものとされるのである (Cf. Inquiry, pp. 157—8; History, Vol. III, p. 277, note)。かくて銀行の「資本の過剰前貸」＝過剰信用——流通の、借り手の側の追加資本入手＝信用的流通手段の「過剰流通」という因果系列で「熱狂」は理解されていると言つてよいであらう (本稿二「理論の構造」3「信用と景気変動」前掲拙稿六一ページ以下参照)。

このような規定にたいして「恐慌」はいかに説かれているか。

彼においては前述のように「恐慌」はイングラント銀行の融通の制限にその直接の契機をもつパニック現象としてとらえられる。同行は金流出にもなつてその金属準備が減少、涸渇すれば必然的にその融通を収縮せざるをえない。こ

れが彼の「恐慌」の説明の出発点である。この「収縮」はイングランド銀行が手持の有価証券を売却し、また割引利率の引上げ、直接的な割引額の制限ないしは割引手形の適格条件の厳格化などの措置を通じて行なわれる (Cf. History, Vol. III, p. 267; Vol. V, p. 580)。

融通の収縮、つまり銀行信用の制限によってもたらされる流通における直接的作用は、前掲のように「貸付可能資本の不足」——これは「利用可能資本の不足 (the want of available capital)」(Vol. IV, p. 399)ともいわれる——であると規定される。因みにこの点にかんしては彼が明確に貸付可能な貨幣資本と述べていることは、「資本」の不足という表現をとりながら貨幣資本および貸付資本という概念的把握をなしえず、ついに現実資本との混同、同一視に陥ってしまった通貨主義——たとえばオウバーストーン——の見解との対比において「恐慌」の本質把握ということからも重要である。

ところでこのような規定とならんで「恐慌」を通貨の面から規定している個所がある。まず融通の収縮の内容に関連してこう述べている。「もし、たとえばイングランド銀行がその有価証券の大きな部分を売却し、そして、預金の対抗的作用にもかかわらず、銀行家たちの手から通常の支払い (current payments) に予定されている銀行券のかなりの部分を引揚げなければならないような額まで、通貨を急激に減少せしめるほどその割引を制限することを定めたとすれば、有価証券の価値の下落は非常に大きいであろう。そして、ありうることであるが、もしそのような極度の圧迫に商業上の不信用がともなつたとすれば商品市場は作用を受けるであろう。」(History, Vol. III, p. 267)と。

ここで明らかなことは収縮が急激に行なわれれば銀行券の引揚げを生ぜしめうるものとされていることと、その銀行券が本来「通常の支払いに予定されている」ものであることの二点であろう。

同じような通貨の面での規定は、さらに右の引用の終りの部分でもふれられている「商業上の不信用」、それに対応するための融通の需要に関連して述べられている。

銀行家たちが、「緊急のさいに、割引のためにイングランド銀行に手形を送って銀行券を引出す」のは、「そうすることによって、もしそうできないばあいには通常の量の支払」(the customary amount of payments)をなす手段に存在することになるであろう空隙(void)をみたす」(History, Vol. III, p. 183)ためである。また第四巻では、一八四七年一〇月「恐慌」のばあいのイングランド銀行への融通需要の性格にかんして、「しかし金はイングランド銀行券と交換に要求されることはなかった。これら銀行券は等しく、多かれ少なかれ、他のいっさいの紙券の不信用によって生ぜしめられた真空(vacuum)をみたすために需要されていた。」(History, Vol. IV p.347—8)とも言っている。

トウックにおいては、このような信用の動揺が、再生産過程における先行「熱狂」局面で信用によりくりのべられていた商品価値の実現困難の暴露、貨幣形態での資本の還流の遅滞によって生じる支払困難、信用 \parallel 支払連鎖の中断というその生産の基礎にまで下降して規定されてはいない。だが「不信用」による流通の「空隙」という把握で、彼はイングランド銀行への融通需要が支払手段にたいする需要であり、したがって流通視角にたつて正当なものであることを論証しようとするのである。そしてこの点から、彼が言う前述の「貸付可能資本の不足」ということの内容が「熱狂」局面における追加資本需要 \parallel 追加流通手段需要とは異なって理解されていることも推測できるであろう。

トウックが、「恐慌」局面におけるイングランド銀行の融通が「恐慌」を緩和するために有効であり正当な措置であるとするのは、右のような把握にたつてのことである。通貨主義は、「資本の不足」を現実資本の不足と混同、同一視し、銀行券の追加発行は、新たな「現実」資本(fresh capital)を供給しうるものではなく、追加的購買力の供給に

ほかならないから、「資本の不足」を緩和させることはできず、むしろ投機、過剰取引の状態を継続させるだけである、という主張をなし、それにもとづいて銀行券の追加発行、そして銀行条例にたいして「発行緩和権 (Relaxing Power)」を發動することを拒否したが、トウツクはさきのような把握からの当然の帰結として次のようにそれを肯定する。「干渉にたいするこれらの反対論のはじめのものとたいしては、簡単にこう答えた、政府は新たな資本を創り出すことはできないけれども、それは一八四四年の条例によって発券部にその使用から拘束されていた資本を開放しうる、と。」(Op. cit., p. 325-6) なおここでは前述の市場における「貸付可能資本の不足」にイングランド銀行における資本の存在、拘束が対置されているのである。

(5) 貨幣恐慌は基本的に支払連鎖の中断にもとづくものであり、融通需要は支払手段貨幣(現金)にたいする需要であると理解されなければならない。マルクスはこのような視角にたつて『資本論』第三部第二章「流通手段と資本。トウツクおよびフラアトン」において流通手段としての銀行券流通高と銀行の融通高——その指標としての銀行の有価証券保有高——とがまったく異なった逆の方向へつねに運動するという銀行主義の見解を批判する。貨幣恐慌にさいしての融通需要が支払手段としての貨幣(銀行券)にたいするものであるかぎり、購買手段としてのその減少にもかかわらず、融通の増大と一致する方向での支払手段としての銀行券の増加があるから、銀行券の総流通高はさして減少せず、一時的には増大することもありうると言っているのである。その批判の一つの個所はこう述べている。「イングランド銀行によってなされる巨額の貨幣融通と同時に同行の通貨が安定しているか、また減少させようとするという単なる事実、明らかにフラアトン、トウツクその他が(貨幣融通を貸付資本の借入れ、追加資本の借入れと同一視する彼らの誤謬の結果として)仮定するように、支払手段としての貨幣(銀行券)の流通が増加もせず拡大されもしなく、とどうことを証明するものではない。」(K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S. 501. 向坂訳出 二二〇ページ)と。この批判は、直接にはフラアトンが、例の通貨と資本の区別にもとづいて言っているの、「融通(すなわち資本貸付(loan of capital))にたいする需要が、追加流通手段にたいする需要と同一物であるかのように想像し、はなはだしきは両者がしばしば結合しているかのように想像することは、実際上は大きな

誤謬である」という原則が、貨幣恐慌のばあいの融通需要にも妥当することを主張して、次のように言うのに向けられたものである。「……イングランド銀行の保有する有価証券は、銀行券の流通高と一致した方向よりも、むしろその逆の方向にしなければ変動するものであり」、「一般に一つの銀行券通貨をもって処理される目的にたいしてすでに十分な程度で銀行券が存在していれば、いかなる銀行もその流通高を膨張できないという趣旨の原理の例外では断じてない……」(J. Fullarton, *On the Regulation of the Currencies*, pp. 97—8. 天利訳二二八ページ)と。

さきのマルクスの批判は、フラアトンの右の個所の誤りが、通貨と資本の区別にもとづいて、融通を貨幣恐慌のばあいにも貸付資本の借入れ、追加資本の借入れ——したがってその流通での機能は購買手段機能ということになる——である、とする点にもとづくことを適切に指摘したものである。しかしながら本文での検討によればこのような批判がトゥックにもそのまま妥当するものとなすことはできないであろう。彼においては元来銀行券の資本流通での機能規定は基本的には支払手段であるとされており——所得流通での小額券では購買手段——、フラアトンの右の文で、貨幣恐慌時にも銀行券はその目的に応じうるだけ充分に存在するとされているのとは異なって、「不信用」により流通に、支払いをなす手段の「空隙」が生じるとされていることが注意されねばならない。

以上のような「恐慌」の把握に立脚して、その局面におけるイングランド銀行の融通の政策的正当性と必要性が主張されたわけである。「熱狂」局面のばあいにおける制限的措置にかんしては、トゥックの述べるところは通貨主義のそれと変りはない。ただすでに前述したように通貨の「収縮」ということの内容が銀行の貸出利率の引上げ、あるいは有価証券の強制売却というものでしかないことが付記されているだけである(History, Vol. V, p. 590—1)。だから政策上の実際的な相違は、この「恐慌」局面における融通を積極的に是認するという点であることになるが、このばあい先行局面での融通の制限から融通の拡大措置への転換を是認するにあたって前提とされるのは、有利な為替相場への転回、金の国外流出の停止であり、したがって銀行の側から言えば「イングランド銀行券あるいは金にたいする国内需要

(internal demand) を金のみにたいする国外需要 (external demand) から區別すること」(History, Vol. IV, p. 347) の必要である。換言すればこの点が融通の制限から拡大への轉換の具体的な指標である。金の国内流出は「一般的信用 (general discredit) の存在している」ことにもとづくものであるが、「イングランド銀行がそれからまったく免かれてゐる」(Op.cit., p. 347) という条件のもとでは、それはむしろ同行の融通の許容によって阻止しようとするのであ

(6) これまでの叙述においては、前述の「恐慌」のさいの「不信用」、あるいは右の「一般的不信用」と言われるばあい、トウツクはつねにイングランド銀行がそれから免かれていますことを強調している。このことが同行が金の国内流出と国外流出とを區別して前のばあいに融通の緩和によりそれを阻止し、国内の信用の支持を可能ならしめる前提である。前にもふれたように一八四四年銀行条例のもとでは、イングランド銀行の信用の動揺が「銀行準備」の涸渇にともなつて生じるという表現がなされていたが、一般的にはそのような事態はもはや生じうるものでないことを、彼は歴史的検証を通じて次のように確言している。C・ウッドのイングランド銀行の金属準備が二〇三〇〇万まで低下したばあいには同行にたいして不信が生じ「イングランド銀行に金を求めて取付けがおこるのではないか」という質問にたいして、

『金にたいする取付け』という表現にふせられている唯一つの意味は、銀行券の価値について疑いの念をいだくようになる、あるいはいさぐくように影響され、それゆゑに、なんら金にたいする特定の用途をもたないで、銀行券を金と交換することを急ぐことである。いまだはそのような疑いの念、または換言すればイングランド銀行券の不信用は、一七四五年以来、銀行券の所有者による鑄貨にたいする広範な需要の原因としては存在していたと言ふことはできない。』(Op. cit., p. 370. 傍点―原文イタリック) と述べ、さらに具体的に一七九六―七年の政治的不安にもとづくパニックのばあいを唯一の例外として、一八二五年、三二年にはそのような不信用、取付けはなかつたと付言している。

(7) トウツクは「恐慌」局面における融通需要の性格、したがつてその政策的正当性を、一八四七年一〇月の事態にかんして、次のように総括的に述べている。

「八月の初期には、いっさいの種類の食料品価格の大暴落は、それ以上の巨額の輸入の懸念をすべて取り去ってしまった。そして小麦貿易における広範な失敗、それにともなった他の商業部門におけるなお一層重大で広範な失敗——そしてこれらにはそのうえ諸銀行の破産がともなったのであるが——は、流通の通常の水路に巨大な真空を残すような程度と範囲の不信用を生ぜしめた。したがってイングランド銀行にたいする融通需要の増大は、そのときから後は、明らかに純粹に国内的諸目的のためのものであった、そしてそのとき保有されていた地金量では……、同行の貴金属がそれ以上不都合な減少をこうむることをおそれる根拠は少しもなかったはずである。」(History, Vol. IV, p. 385) 云。

以上のような叙述によってトゥックは「恐慌」局面での、中央銀行たるイングランド銀行の融通が、同行の信用が不動であり、金の国外流出が停止し、国内流出へ転じているという現実的条件のもとでは、「恐慌」を緩和しようということも明らかにし、その政策的正当性を論証しようとするのである。ここで彼の言う「恐慌」が国内貨幣恐慌であることはもはやいまでもない。したがって前述したように、中央銀行券の兌換性をも含めての現金支払能力の維持の必要性を直接には国内信用・銀行制度の安定性との関連で高調したことにあらわれていた国内的視角への傾斜、あるいは中央銀行制度を国内信用・銀行制度での「信用の最終的拠点」という点でとらえる視角が、以上の検討ではより明らかに看取されるであろう。(8) これは通貨主義には欠けていたものである。

だからトゥックをはじめとする銀行主義の、通貨主義、一八四四年銀行条例にたいする批判は、この国内信用・銀行制度の安定性という視角に立って、発券部と銀行部への部門分割が、いかに同行——銀行部——の「恐慌」に対処するための融通能力を弱め、制限措置を厳しくし、利子率の変動、物価下落を激化させたか、という点に向けられることになる。これについては節を改めて言及することとしよう。

(8) トゥックは貨幣恐慌にさいして「信用の最終的拠点」となるイングランド銀行の独自性を次のように述べている。

「貸付や割引に於いて、他の銀行 (Banking business) とは大きく異なつて、広範な拠りどころ (extensive resort) とされるような銀行は他にはない。そして他のいかなる銀行も危急のさい、または商業上の苦境のさいに、信用の支持を求めて、同程度、あるいはそれに近い程度に、仰ぎ見られるものはない。」(History, Vol. V, p. 544)。

3 銀行信用統制論の特質

トウツクは『物価史』第五巻において一八四四年銀行條例にたいする批判を『通貨原理の研究』からの次のような三つの項目に要約している。

「イングランド銀行が外国為替に直接の影響を及ぼしうるのは、ひとり利子率および信用状態をとおしてのみ可能であるということ。

利子率の変動傾向の大小は、紙券の兌換性および諸銀行の支払能力の維持ということにすぐ次いで、わが国の銀行制度の統制におけるもっとも重要な考慮事項となつてゐるということ。

発券業務の銀行業務からの全面的分離は、現在の両部門の結合の制度よりも利子率および信用状態においてより大きくまたより急激な変化を生ぜしめると考えられること。」(History, Vol. V, p. 598; Inquiry, p. 124. 玉野井訳一九〇ページ)

はじめの一項は、イングランド銀行の為替相場にたいする作用力が、通貨主義のいうような国内通貨量——物価——対外流出入という一義的な因果系列にしたがつてではなく、利子率変動を通じて、とくに貨幣資本の移動への作用によつてなされることを指摘したものであるが、この点については、彼が通貨主義の発券と預金業務の二部門分割のもとでの発券統制——金属準備維持論にたいして、両業務結合のもとでの金属準備維持ないしは増大の可能性を主張したこと

との関連で取りあげることにしてしよう。このことは、さきにもふれておいたように、彼の制度・政策論の焦点がつぎの二項、三項からも看取されるように、国内での信用・銀行制度と、そのうちでのイングランド銀行の独自の地位という点に絞られることを可能にする一つの条件となるものである。

二項では、銀行の現金支払能力の維持が国内信用・銀行制度の安定性の基礎的要件であるという前述したことから、それへの配慮を銀行制度統制の規準とすべきことが述べられ、最後に銀行条例による両部門分割の批判視角として、前掲の二つの点をさらに具体化して、それが利子率、信用の状態における変化、推移を急激なものたらしめることがあげられている。

したがってここでは右の最後の点の検討を通じてトゥックの言う現金支払能力の維持、「恐慌」局面におけるイングランド銀行の融通の是認において示されていた国内信用・銀行制度、流通の視角からの批判をより具体的に示すこととし、彼の制度・政策論の具体的展開にも言及することにしてしよう。

通貨主義、銀行条例においては発券部にかんしては保証発行分を別とすれば、保有地金量の増減に照応して発券を統制することを定めたが、他方銀行部にかんしては、一般の預金銀行と同様な自由競争原則が推奨された。この点についてトゥックは次のように言う。

「この方策の提唱者たちが自慢していることは……その唯一の結果たるやイングランド銀行からだちに『通貨の統制』の力と義務を取りあげることになるということである。銀行券の発行が新たな制限のもとに置かれるようになったので、同行は他のあらゆる業務にかんしては他の銀行と同様な自由な立場に置かれるようになったことである。それからあとは、理事たちの唯一の責任は銀行の出資者にたいしてのものであり、彼らの唯一の義務は『できるだけ多

』資本を支配するということになるのである。」(History, Vol. IV, p. 62)と。

彼の銀行条例による二部門分割が利率および信用の状態の急激な変化、推移をもたらしたという批判は、この銀行部の自由競争原則への依拠ということから展開される。

銀行条例の制定以前、市場利率の動向とはほとんど無関係にそれから隔離して貸出利率を四——五パーセントの範囲に維持し、一八三二年のパーマー・ルールの提唱するように、市場の緩慢で「正常な時期」には割引市場の外にあり、市場利率の上昇する逼迫時にのみ市場からの資金需要をみたすというように、受動的にのみ行動していたイングランド銀行は、条例制定後ただちに従来 of 慣行を破って市場利率の低下に追随してその割引率を第一級の手形にたいしては二分の一パーセント——これは最低利率であり、他の貸出にたいしてはこれ以上の利率が課されるという「最低割引率の原理 (principle of minimum rate of discount)」が導入されることになる——に引下げ、積極的に市場に介入して貸出を拡大する方針をとるにいたった。また一八四八年以後も、その貸出利率は市場利率に追随して再び二分の一パーセントに引下げられたことを示している(これらの時期における銀行利率の変化については History, Vol. V, pp. 563—4に詳細に示されている)。このような銀行の貸出利率の引下げ、貸出拡大の方針はたしかにトウツクが言うように、銀行利潤、配当の増大ないしは安定した配当 (steady dividends) を目指すものであったことは否定しがた^ろ。

トウツクはこのような貸出利率の引下げ、貸出の積極的拡大がはかられたこと——彼の言葉によれば「銀行の融通の大なる便宜」(Op. cit., p. 575)——が、一方市場における過剰取引、投機を助長し、他方イングランド銀行の「銀行準備」が、貸出利率の引下げ、したがって市場利率の低下に由来する外国投資のための貨幣資本の輸出にともなう金

属準備の減少により (Cf., History, Vol. IV, pp. 379—80)、また右のような貸出拡大の結果として涸渇し、ために同行の「恐慌」にさいしての融通能力が減殺され、貸出利率の急激な引上げをはじめとする制限措置をとらざるをえなくしたとするのである。したがってこれ以後の問題は、彼が貸出利率の急激な変化、貸出の拡大、制限の交替の急激さを「熱狂」、「恐慌」の激しさをもたらしたとする視角から強調したことと、そのような貸出利率の変化および拡大、制限が銀行条例下における前述のような銀行部の態度による「銀行準備」の涸渇、さらに基本的にはイングランド銀行の金属準備の不当な分割状態にもとづくこととの二点となるであらう。

まずはじめの点についてトゥックは次のように述べている。

「……イングランド銀行によってとられる方策の道徳的作用はたんなる利率の差異を考へることから予想されうるよりもはるかに大きいことがしばしばある。しかしそれは主として、通常の利率よりも、一方ではその引下げがはるかに低いか、または他方でははるかに高いかのばあいである。さきのばあいには、それは過度の信頼を鼓吹し、過剰取引と投機、そして信用の不健全な状態をもたらし、またあとのばあいには、それは過度の驚きを生ぜしめ、パニックに終らしめがちである。」(History, Vol. V, p. 557)と。また別の叙述ではこうも言われている。

「一八五五年末の熱狂、驚き、および公衆の不満は、銀行準備のこのような激しい変動と、その不可避の帰結であり所産である割引利率への極度の干渉にだけその起源を辿りうるのである。」(Op. cit., p. 575)と。

このように彼は「熱狂」、「恐慌」を銀行の利率の極度の引上げ——たとえば一八四七年一〇月の八パーセント、五七年一月の一〇パーセントなどのような——にその起因を求め、そして、後の引用でも明言しているように、利率の変動の原因をさらに「銀行準備」の激変、涸渇によるものとする。それは基本的には条例による銀行の金属準備の二

部門への分割状態にもとづくものであるとされるのである。

「したがって一八五六年の経験では——一八四四年以来のこれまでのすべての諸年の経験におけると同様に、イングランド銀行政策の統制要素 (controlling element) は銀行準備の状態であり、理事たちは彼らの広範な業務を分割された貴金属の基礎のうえで行なわざるをえないのだから、割引利率の突然の、激しい、そして頻繁な変更に訴えるしかないのである。」(Op. cit., p. 580; cf., Vol. IV, p. 304, 307)

トウツクが、発券と預金を銀行業務の本質的同一性ということにたつて、「銀行準備」は基本原理では金である、としていることについては前述しておいた。(本稿注(3)三九ページ参照)

このように金属準備の分割部分としての「銀行準備」の激変は、銀行部への融通需要増大、すなわち「イングランド銀行券の使用の増大が、金の輸出と同時に生じるばあいには」、一方において「銀行準備」からの銀行券の市中への貸出・流出と、他方において発券部の保有の金属準備の減少に応じる「銀行準備」からの同額の銀行券の引揚げというルートを通じて「銀行部の準備は二重の力で (by a twofold force) 作用されることになる」(History, Vol. V, p. 554) ためであり、そしてその涸渇は「発券部が金で満腹している」状態と相ならんで生じるのである (cf., op. cit., p. 554)。

このようにして、トウツクは銀行条例にたいする批判を、「銀行準備」における金属準備の分割状態、すなわち「銀行準備」の不当な制限へと収斂せしめる。これまですでに若干言及してきたが、預金支払いということに重点を付しての「現金支払」能力、「恐慌」にさいしての国内信用支持のための融通といったこと、さらに今述べてきた銀行の貸出利率の変動批判などは、すべて右の二部門分割下の「銀行準備」の問題へ帰着せしめられるであらう。

したがって以上の検討からトウツクの制度・政策論の指向するところが明瞭になる。

いうまでもなく行論より明らかかなことは、まず右のような機能を果すべき「銀行準備」が銀行条例のもとで、分割され、金属準備の一部分に限定されている状態を解消し、全金属準備をもって「銀行準備」の果すべき機能に対応しうるようにすることである。次に、それとともに主張されるのは、右の金属準備の変動を可及的に防止し、その増大をはか
るべきだということである。⁽⁹⁾

(9) この点についてグレゴリーは、「一八四四年の銀行条例にたいするトゥックの代替策は、イングランド銀行の準備の増大であり、彼はこの生涯のあいだそれを固執し続けたのであった。」(T. E. Gregory, Introduction to History of Prices, Vol. I, p. 80)と言つてゐる。

だがこの金属準備の維持、増大の可能性にかんして彼が述べているのは、この節の冒頭の引用において、そのはじめの項に示されていたところの、利率率の外国為替、金流出阻止、流入促進の作用の積極的主張でしかない。この点は彼がその制度・政策論の焦点を「銀行準備」にのみ据えたことの一つの前提条件をなすものでもあるので若干ふれておきたい。

いまトゥック自身の述べるところによって示せば、通貨主義の理論は、国内通貨(金)量、物価と金流出入が一義的な因果関係をもつとすることの結果として、「イングランド銀行がその通貨を、収縮しなければ、流出は絶えまなく進行して、その貴金属の涸渇に導く」とどう「流出の無限性(interminable nature of drains)」を説くものにほかならない(Cf., History, Vol. IV, p. 389. 傍点—原文イタリック)。だがそれが金流出の阻止効果を現実⁽¹⁰⁾に有したのは、金流出にともなう通貨収縮が「銀行準備」の減少、銀行利率の引上げをもたらし、市場における逼迫を強め、市場利率を昂騰せしめたからにはかならないと、まず利率が基本的作用要因であることを言う。この点についてトゥックは次のよ

うな『モーニング・クロニクル』紙の叙述に「完全に同意」する。

「一八四四年の条例がイングランド銀行の地金の涸渇を阻止するのに現実の影響をもったのは、それが利子率に作用したかぎりにおいてにすぎない。」「しかしながら、これは実行可能であるばあいさえ、信用に依存しているあらゆる種類の商業資産の価値にたいするもっとも激しい破壊作用によってのみなされうるにすぎない。」(Morning Chronicle, 29th Dec., 1847, op. cit., p. 391)

トウツクにおいて、このような貨幣恐慌の諸弊害を一方において回避しながら、他方において金流出阻止、金屬準備の維持を可能ならしめる拠りどころとされるのが、利子率の金流出阻止作用は、条例の立脚する「商品輸出の強制」(Op. cit., p. 391)ということによるよりも、まず予示しておいたような国際的な貨幣資本の輸出にたいする作用においてあらわれるという主張である。さらにより詳細にトウツク自身の言葉によって示そう。

「利子率の上昇の為替相場にたいする作用は、そうされないばあいに生じると同じ程度まで、外国の資本家たちがこの国から彼らの資金を呼びもどすことを控えさせるといふ作用であろう、またそれは同時にこの国の資本家たちが：投資したり、外国の有価証券を保有したりする誘因を減少せしめるように作用し、さらにイギリスの公債や株式に投資するために、外国の有価証券を彼らに手放させるかもしれない。同様にそれは、外国への委託荷にたいする前貸によってこの国の商人たちからあたえられる信用を制限するように作用し、またこの国への輸入のより大なる割合を外国資本で行なわせるという作用をもつであらう。」(Evidence in the Committee of 1840, Q. 3769, cit. in A. B. Cramp's "Opinion on Bank Rate, 1822-60", p. 42) と。そしてこのような作用をもたらすための市場利子率の上昇は、「イングランド銀行がその銀行券流通を少しも収縮させないで、おそらく生ぜしめうるような……適度な上昇(moderate rise)」(Op. cit.,

Q. 3758, p. 42) で十分だとするのである。「この対策の適用は必ずしも重大な商業上の混乱や不信用をとまなうものではない。」(History, Vol. IV, p. 391)

このような展開にもとづいて、トゥックはイングランド銀行利子率が市場の緩慢な時期には相対的に市場利子率より高く維持されることを要求する。それは一方において景況を刺戟して投機、過剰取引をもたらすことをおさえるとともに、右のような利子率の金流出阻止作用によって金属準備を維持し、さらにそうされなかった銀行条例下におけるばあいよりはその増大をも可能ならしめると言う。「それゆえもしイングランド銀行が一八四四―五―六年にその利子率を高く維持し、したがって同行の有価証券を低く維持し、あるいは減少させていたとすれば、貴金属の増大はそれが現実に到達していた最高点をうまわっていたと考えざるをえない。」(Op. cit., pp. 379—80)と。

ところでこのような金属準備の確保、さらに右の文にみられるような増大の要請は、通貨主義におけるように、その減少が兌換性にたいする、したがって国民的貨幣・信用制度にたいする対外的な側面からの不信用を生ぜしめることを阻止するという視角からなされているのではない。それは銀行条例批判としての金属準備の分割状態の解消の主張が、「銀行準備」のそれによる不当な制限を取り除くということにあったばあいと同様に、すぐれて国内での信用・銀行制度の安定という点からとらえられたイングランド銀行の現金支払能力の維持、さらに「恐慌」にさいしての同行の融通能力を拡大するための「銀行準備」の増強をはかるということに直接の契機が求められていると言わなければならないであろう。

四　む　す　び

通貨主義は、イギリス信用制度の発達を国民的領域における発券のイングランド銀行への集中、独占への過程として、あるいは同銀行券の一般的流通・支払手段―「現金」機能の取得という次元でとらえて、銀行券―発券業務の、他の「信用の諸形態」―預金業務と区別される独自性を強調するとともに、当時確立しつつあったイギリスを中心とする世界市場での国際的信用制度の中核としてのイギリス貨幣・信用制度、その安定性という現実的問題を、さきの理論におけるイングランド銀行券の「現金」としての独自性の強調の結果として、その兌換性およびそれへの信頼の維持という点に集約してとらえる。同行の金属準備は、この対外的意義において高調される兌換性の準備としてしかその位置付けをあたえられていない。これにたいして彼らが兌換性の維持とともに、信用・銀行制度上における問題としてその存在を認めてはいるのであるが、国内貨幣恐慌にたいするイングランド銀行の「一般的・私的信用」支持機能は、論理的にも、政策的にも否定さるべきものとされるのである。

「オウバーストーン卿の理論の根底にある貨幣流通についてのこの見解によれば、(国内通貨(金)量、物価と金流入とのあいだの一義的因果関係の想定を指す―引用者)流通する媒介物すなわち通貨の供給はその量が無限に増加することができ、その増加にしたがって価値は減少する。そして余剰の部分輸出することによってのみその正当な価値を回復することができる。そのために、地金の輸出によってひきおこされた間隙を補い、さもなければ確実に続いておこる物価の『自然的』下落を阻げるような紙券の発行は……価格の経済法則への干渉であり、純粹の金属通貨を必然的に規制すべき原

理からの離脱であると考えられているのである」(J. Maclaren, in "Economist", 15th May 1858, cit. in K. Marx's "Grundrisse der Kritik der politischen Oekonomie", S. 762. 高木訳 IV 八五二ページ)。

以上のような見解にたいしてトゥックは、銀行券とその他の信用の流通手段、したがって発券業務と預金業務との同一性を対置し、むしろ景気変動にたいする刺戟作用という面では後者の機能を強調しさえしている。そしてこの預金業務の位置付けを前提として通貨主義および銀行条例のもつ基本的誤りとして、国民的信用・銀行制度における信用の軸点としての、換言すれば「信用の最終的拠点」としての独自の地位を把握していないことを、銀行条例にもとづく銀行業務の二部門への分割のもとでは、さきの預金業務の理論的位置付けによる「現金支払い」概念が銀行券の兌換性と預金支払いの双方を内包するものであることの指摘とあいまって、銀行部における預金支払能力の維持および貨幣恐慌にさいしての融通能力が、銀行部の自由競争原則への依拠、金属準備の分割状態によって「銀行準備」に課された不当な制限のため減殺されている、という批判を通じて論証するのである。このような過程を通じて通貨主義に對置される彼の制度・政策論が国内貨幣恐慌と国民的信用・銀行制度の安定性ということを基軸として構成されていることが明らかとなる。イングランド銀行の貨幣恐慌にさいしての融通の正当性の強調、また具体的な唯一の提案である金属準備増大の要請が、直接には右の能力を増加させ、同行の現金支払能力にたいする信頼を維持するための「銀行準備」の増強という視角からなされていることなどはそのことを端的に示すものにはかならないであろう。このようなトゥックの立場は、同じく貨幣恐慌に對処して融通、通貨供給の必要性を主張するものとはいえ、かかる通貨供給の制限を兌換性に求め、その停止こそがなされるべきであるとした不換紙券論者とは峻別されねばならぬことは言うまでもない。(トゥック自身のそれにたいする批判は本稿注(2)三三—三六ページで若干ふれておいた)

右に述べたように、トウツクにおいては、国内恐慌に対処するイングランド銀行の能力の問題は「銀行準備」という点に集中されて、その増強による現金支払能力、融通能力の増大が言われるが、それは究極的には金屬準備の増大という点に帰着せしめられている。これまでの考察からその主張がイギリス中央銀行制度・政策の發達にさいして具体化されていくばあい序次が示唆されうる。

一八四四年の銀行条例の制定はたしかに通貨主義が一応勝利者の地位を占めたことを示している。それは通貨主義におけるイングランド銀行券の通貨としての独自の位置付けにみられるように、同銀行券の「現金」化、国内貨幣恐慌にさいしての信用の不動性が前提されうるかぎりにおいて、トウツクさえもが時には認めるように、金屬準備の確保を可能ならしめたことは否定できない。貨幣恐慌にさいしても中央銀行、その銀行券の信用が不動であることはその兌換性にたいする信頼に依存する。したがって貨幣恐慌にたいして同行が融通、發券によって対応し、金の国内流出を阻止する独自の能力をもちうることも究極的には右のこのうえにはじめて可能である。したがって銀行条例は直接には国内貨幣恐慌を防止することはできなかったけれども、ひとたび条例停止のかたちで發券制限緩和がなされたばあいには、「イングランド銀行ははるかに多額の金準備をもってこれらの恐慌に対処するという効果を有した。」(B. Whale, A Retrospective View of the Bank Charter Act of 1844, in "Papers in English Monetary History", edited by T. S. Ashton and R. S. Sayers, p. 128) という評価もでてくるわけである。

ところでトウツクが主張したような「銀行準備」の問題は、彼と同時代にはまだ条例にたいする反対者のあいださえも一般の関心をひきつけてはいなかったと言われている。またイングランド銀行当局は「銀行部に著しく大量の銀行券を保持することをのぞまなかつた、しかし彼らははじめからこれが割引による流出 (discount drains) にたいする保

証であることを知ってはいた。」と言われている(Cf. J. Clapham, *The Bank of England, A History*, Vol. II, pp. 194—5)。
だから実際には「銀行準備」に関心が集中され、貨幣恐慌に対応し、それを緩和することがイングランド銀行の義務として確立されるためには、金属準備の確保を可能にし、したがってその主張するところとは逆にその可能性をあたえた銀行条例からさらにはるかに時代を下って『ロンバート街』の著者の時代まで待たなければならなかったのである。

—一九六二・八・二〇—